

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：保健予防諸費

事業名 国民健康・栄養調査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 健康増進係 電話番号：058-272-1111 (内 2552)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,267 千円 (前年度予算額：5,267 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,267	5,267	0	0	0	0	0	0	0
要求額	5,267	5,267	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

健康増進法 (平成 14 年法律第 103 号) に基づき実施するものであり、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。

なお、令和 3 年度は、令和 2 年度に予定していた大規模調査の実施が 1 年延期となり、調査地区が各都道府県 10 地区 (通年 4 地区程度) となる。

<令和元年度調査対象>

調査地区	可児市	中津川市	合計
世帯数	14	19	33
世帯員数	14	52	66

(2) 事業内容

① 身体状況調査

身長・体重、腹囲、血圧、血液検査、問診 (服薬状況、糖尿病治療の有無、運動)

② 栄養摂取状況調査

世帯状況、食事状況、食物摂取状況、1日の身体活動[歩数]

③ 生活習慣調査

食生活、歯の健康、身体活動、休養、喫煙、飲酒等に関する生活習慣全般の把握

(3) 県負担・補助率の考え方

国 10 / 10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	1,478	栄養調査員(管理栄養士、看護師、臨床検査技師)謝金
旅費	590	栄養調査員費用弁償、業務旅費
消耗品費	1,403	歩数計、被調査世帯報償品、血液検査消耗品
会議費	8	調査説明会
役務費	281	郵送・電話料金
保険料	120	栄養調査員保険料
委託料	1,287	血液検査委託料
使用料及び賃借料	100	会場使用料
合計	5,267	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

全国において、国勢調査の一般調査区から、各都道府県あたり10地区、東京都のみ15地区を無作為抽出した475地区内の世帯(約23,750世帯)及び該当世帯の1歳以上の世帯員(約61,000人)を調査客体として実施している。

(2) 後年度の財政負担

毎年度、厚生労働省より委託を受け実施

事業評価調書

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

健康増進法第10条に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために毎年、厚生労働省より委託を受け実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	()	()	()	()	

○指標を設定することができない場合の理由

厚生労働省より指定された地区で実施する調査であるため、指標を設定することはできない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

※令和2年度はコロナ感染症の関係により、調査中止となったため、令和元年度の実施状況等について

①調査対象

可児市、中津川市において33世帯66人を対象に、11月に調査を実施した。

②調査内容

- ・身体状況調査（身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、問診）
- ・栄養摂取状況調査（世帯状況、食事状況、食物状況、1日の身体活動）
- ・生活習慣調査（食生活、身体活動、休養等生活習慣全般の把握）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

調査を実施したことで、身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を把握し、国民の健康増進の総合的な推進を図るために必要なデータを得た。

また、健康日本21（第二次）の指標となっている項目のモニタリングを行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	健康増進法第10条に基づき、厚生労働省より委託を受け、都道府県が統括し、実際の調査は調査地区を管轄する保健所が行うものであり、県として実施する責務がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	全国一律の手法で調査を実施することで、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることができ、有効である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	市町村及び地域自治会長等と連携を図り、調査日、会場等を設定することで、効率よく事業を実施している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 調査の精度の向上や協力率の向上に向け、今後の調査のあり方について、厚生労働省にて検討されている。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 国民の身体の状態、栄養素摂取量及び生活習慣の状況の基本となる項目について、経年的に把握し、健康増進の推進を図るための基礎資料とする。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	